

教生学第 307 号
平成29年 7 月 6 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各 市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長
(各 市 町 村 立 学 校 長)

北海道教育庁学校教育局長 北 村 善 春

夏季休業に向けての児童生徒の指導等について（通知）

夏季休業は、児童生徒が学校を離れて、家庭を中心とした生活を送る中で、自主的・自律的に生きる力を身に付けるためのよい機会であり、また、自然体験活動やボランティア活動などの様々な体験を通して、他者に対する思いやりの心の大切さや生命の尊さを実感することができるなど、豊かな人間性を培う上でも有意義なものであります。

一方、学校生活から長期間離れることにより、児童生徒の気持ちが緩み、生活が不規則になるなどして、問題行動を起こしたり、不慮の事故に遭ったりすることも懸念されることから、問題行動や事故等の未然防止に万全を期すことが求められております。

今年度においては、昨年度、水難事故により高校生4名の尊い命が失われる事故が発生していることに鑑み、同様の事案が決して繰り返されないことがないよう、事故防止に向け、特段の指導の徹底をお願いします。

また、国はこれまで7月を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と定めておりますが、今年度は特に子どもの性被害の防止に重点をおき、国家公安委員会委員長と文部科学大臣が共同メッセージを発信するとともに、警察庁と文部科学省が共同でリーフレット「夏休みを迎える君たちへ～ネットには危険もいっぱい～」を配布するなど取組を進めていることから、こうした趣旨を踏まえて一層注意喚起をお願いします。

については、各学校において夏季休業を迎えるに当たり、特に別記の事項に留意の上、児童生徒が有意義な日々を過ごすことができるよう十分な指導を行うとともに、家庭や地域の関係機関・団体等との緊密な連携の下に、事故防止について万全を期すようお願いします。

（ 高 校 教 育 課 普 通 教 育 指 導 グ ル ー プ
高 校 教 育 課 産 業 教 育 指 導 グ ル ー プ
義 務 教 育 課 義 務 教 育 グ ル ー プ
義 務 教 育 課 学 力 向 上 推 進 グ ル ー プ
特 別 支 援 教 育 課 学 校 教 育 指 導 グ ル ー プ
健 康 ・ 体 育 課 学 校 保 健 ・ 体 育 グ ル ー プ
参 事 (生 徒 指 導 ・ 学 校 安 全) 生 徒 指 導 ・ 学 校 安 全 グ ル ー プ

別記

1 夏季休業中の生活に関する指導等について

(1) 規律ある生活に向けた指導

児童生徒が夏季休業の意義を理解し、休業中の生活の目標や計画を自主的に立て、規律ある生活を送ることができるよう、生活リズムチェックシートやリーフレット「時間の目安を決めて子どもの生活リズムを整える！」や「子供たちを危険から守るために保護者や地域でできること」、「暴力行為のない学校づくりに向けて～小学校における暴力行為に対する指導の充実～」、「小さな変化を見つめるとサインが見えてきます！～子どもの粗暴な行為を未然に防止するために～」を活用するなどして指導すること。

その際、児童生徒が継続的に取り組むことができる宿題を出したり、学校等における補充的学習サポートの機会を提供したりするほか、保護者に対し、家庭でのルールや目安（勉強する時間、運動の時間、読書の時間、睡眠時間、帰宅する時間、テレビやゲームの時間、インターネットや携帯電話、スマートフォンなどの使い方等）を決め、しっかり守るよう子どもと話し合うことなどについて働きかけること。

なお、休業中の生活の心得の作成に当たっては、児童生徒の意見や保護者の考え方、地域の実情等を踏まえた上で、学校の指導方針を明確にし、保護者や地域住民等に広く理解と協力が得られるよう努めること。

(2) 児童生徒の悩みへの対応

休業前に児童生徒との面談を実施し、悩み等の早期発見に努めるとともに、休業期間を利用して家庭訪問を行うなど、児童生徒の実態を踏まえ適切に指導・援助すること。

(3) 体験活動等への参加の奨励

青少年体験活動支援施設等の関係機関・団体等との連携を図り、児童生徒が、自然体験活動やボランティア活動、親子の共同体験活動、異世代との交流活動など、様々な体験活動に積極的に参加するよう奨励すること。

(4) 野外活動等における事故の未然防止

児童生徒が登山、キャンプ等に参加する場合には、実施前に保護者の承諾を得た上で必ず学校へ届け出るよう指導するとともに、事故の未然防止を図るため、責任ある立場の成人の引率の下、気象条件などに十分配慮し、年齢・体力に見合った無理のない計画で実施するよう指導すること。

(5) 花火による事故の防止

花火（がん具煙火）を取り扱う場合には、迷惑にならない場所、時間、後始末などのマナーや、花火に表示されている取扱い上の禁止事項等を厳守するよう指導すること。また、家庭における児童生徒のライターの取扱いについて保護者へ注意喚起するとともに、火の取扱いについて児童生徒に指導すること。

(6) 水難事故の防止

海岸や河川付近等の野外におけるレジャー等においては、危険な場所には絶対に立ち入らないことや天候の急変に十分注意することなどについて指導すること。

また、児童生徒が個人やグループで水泳や水遊びなどにでかけるときには、必ず保護者や水泳の熟練者と同行することや、危険な場所には絶対に立ち入らないことについて指導を徹底するとともに、事前に、行き先、帰宅の予定日時、同行者等を家庭に知らせるよう習慣づけること。

特に、海での遊泳については、海水浴場に指定されていない場所や遊泳禁止場所では、絶対に行わないよう指導すること。

(7) 部活動等における事故の防止

休業中の部活動等においては、児童生徒の体調などに十分配慮するとともに、運動種目の特性を踏まえ、種目特有の危険性に配慮した適切な練習内容を設定すること。

(8) アルバイト就労に関する指導

アルバイトを行う場合には、必ず学校への届出を行わせ、保護者や関係者との連携の下に、職種や就労時間を確認するなど、就労際の安全確保や問題行動の防止等について指導すること。

2 夏季休業に向けた問題行動等の未然防止及び安全確保等の徹底について

(1) 命を大切にす指導の徹底

自分の命、他の人の命それぞれの尊さを理解させるための指導を行うとともに、自殺の防止に向けて、児童生徒の発する小さなサインを敏感に受け止め、全ての教職員が情報を共有し、家庭や関係機関等との連携も図りながら、迅速かつ適切に対応すること。

(2) いじめの未然防止、早期発見・早期解消

保護者や地域住民等との連携を図り、児童生徒の交友関係や夏季休業中の生活の状況を把握するなどして、いじめの未然防止、早期発見・早期解消に努めること。

(3) 犯罪（触法）行為、不良行為等の未然防止

盗撮やわいせつ、窃盗、器物損壊、暴力行為等の犯罪（触法）行為や、夜遊び、飲酒、喫煙等の不良行為等の未然防止に向けて、人間としての倫理観や規範意識等を育成するとともに、家庭や地域と連携し、児童生徒一人一人に応じたきめ細かい指導を充実すること。

(4) ネット上のトラブルの未然防止

コミュニティサイトやSNS等の利用による性犯罪等の被害や、インターネット上のいじめ等のトラブルの未然防止に向けて、情報モラルの育成はもとより、フィルタリングの利用を含めたインターネットの適切な利用等について指導すること。

(5) 薬物乱用の防止

児童生徒一人一人に危険ドラッグを含めた薬物の有害性や危険性についての正しい知識を身に付けさせ、「薬物には絶対に手を出さない」という意識が醸成されるよう指導すること。

(6) 警察等、関係機関との連携

学校だけでは対応することができない児童生徒の問題行動等に適切に対応するため、家庭や地域、児童相談所、警察、PTAなどの関係機関・団体等との一層の連携を図ること。また、児童虐待の防止及び早期発見・早期対応に努め、児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても、児童相談所等に対して速やかに通告すること。

(7) 犯罪等からの安全確保

警察など関係機関との連携の下、不審者等の情報が入った場合の連絡体制を整備すること。
また、性的な暴力等の被害者とならないよう、児童生徒が様々な危険について理解し、自ら危険を予測し回避できるよう指導すること。

(8) 交通事故の防止

交通法規の遵守や道路の安全な歩行はもとより、自転車の安全な走行や乗用マナー、他人の乗用車や二輪車に安易に同乗しないこと、無免許運転をしないことなどについて指導すること。事故による損害賠償の発生など万が一の事態を想定した万全の備えを講じるよう指導すること。

(9) 列車事故の防止

列車による人身事故等の未然防止のため、駅構内の立入禁止区域や線路上には絶対に立ち入らないよう指導すること。

(10) 「置き石」事案等の防止

「置き石」は犯罪であること、「置き石」等を行うことによって発生する事故で多数の死傷者が出るなど重大な結果を招くおそれがあることなどについて指導すること。

3 保護者、地域社会等との連携による青少年健全育成活動の推進について

北海道環境生活部による「青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動強調月間」（平成29年7月1日～7月31日）及び北海道暴力追放センターによる「夏の暴力追放運動強化期間」（平成29年7月21日～8月20日）については、家庭、地域社会等との連携を図り、これらの活動が効果的に進められるよう配慮すること。

<参考通知>

- 【別記1(1)】「『暴力行為のない学校づくりに向けて～小学校における暴力行為に対する指導の充実～』
(教職員用) 及び『小さな変化を見つめるとサインが見えてきます！～子供の粗暴な行為を未然に防止するために～』(保護者用) について」
(平成27年12月3日付け教生学第764号 学校教育局参事(生徒指導・学校安全) 通知)
- 【別記1(6)】「若年齢層に対するマリンレジャーに伴う事故防止等のための安全指導について」
(平成27年5月8日付け教生学第126号 学校教育局参事(生徒指導・学校安全) 通知)
「海水浴等に伴う事故防止について」
(平成28年8月9日付け教生学第472号 学校教育局参事(生徒指導・学校安全) 通知)
「河川水難事故防止に係る国土交通省の取組について」
(平成29年5月11日付け教生学第124号 学校教育局参事(生徒指導・学校安全) 通知)
「水泳等の事故防止について」
(平成29年5月10日付け教健体第120号 北海道教育委員会教育長通知)
「海水浴に伴う事故防止等について」
(平成29年6月27日付け教生学第275号 学校教育局参事(生徒指導・学校安全) 通知)
- 【別記1(7)】「児童生徒の体育活動中の事故防止について」
(平成25年7月5日付け教健体第405号 学校教育局健康・体育課長及び学校教育局参事
(生徒指導・学校安全) 通知)
「学校における体育活動中の事故防止等について」
(平成27年11月11日付け教健体第746号 学校教育局長通知)
「学校における体育活動中の事故防止等について」
(平成29年4月13日付け教健体第38号 学校教育局長通知)
「学校における体育活動中(含む運動部活動)の事故防止等について」
(平成29年4月26日付け教健体第87号 学校教育局健康・体育課長通知)
「熱中症事故の防止について」
(平成29年5月18日付け教健体第145号 学校教育局健康・体育課長及び学校教育局参事
(生徒指導・学校安全) 通知)
- 【別記1(8)】「高校生のアルバイト就労に関する指導について」
(平成26年2月25日付け教生学第810号 学校教育局高校教育課長及び学校教育局参事
(生徒指導・学校安全) 通知)
- 【別記2(1)】「命を大切にす指導の充実について」
(平成24年7月9日付け教生学第264号 学校教育局長通知)
「命を大切にす教育の一層の充実について」
(平成27年6月26日付け教生学第309号 学校教育局参事(生徒指導・学校安全) 通知)
「児童生徒の自殺予防に係る取組について」
(平成29年6月12日付け教生学第218号 学校教育局参事(生徒指導・学校安全) 通知)
- 【別記2(2)】「児童生徒のいじめの問題に対する取組の徹底について」
(平成24年7月19日付け教生学第291号 学校教育局参事(生徒指導・学校安全) 通知)
「いじめの問題に対する取組の徹底について」
(平成27年7月10日付け教生学第361号 学校教育局参事(生徒指導・学校安全) 通知)
「いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童生徒の自殺予防について」
(平成27年8月5日付け教生学第433号 学校教育局参事(生徒指導・学校安全) 通知)
「いじめの問題に対する取組の徹底について」
(平成28年1月5日付け教生学第831号 学校教育局参事(生徒指導・学校安全) 通知)
「いじめ根絶に向けたメッセージ『いじめをなくし、夢と希望が広がる未来を子供たちに』
について」
(平成28年4月8日付け教生学第27号 北海道教育委員会教育長通知)

「東日本大震災等に伴う避難世帯へのメッセージについて」
(平成28年12月13日付け教生学第869号 学校教育局参事 (生徒指導・学校安全) 通知)
「東日本大震災により被災した児童生徒を受け入れる学校の対応について」
(平成28年12月19日付け教生学第883号 学校教育局参事 (生徒指導・学校安全) 通知)
「原子力発電所事故等により福島県から避難している児童生徒に対するいじめの状況等の確認に係るフォローアップ結果等を踏まえた対応について」
(平成29年4月17日付け教生学第46号 学校教育局参事 (生徒指導・学校安全) 通知)
「いじめの未然防止、早期発見・早期解消に向けた取組の一層の充実について」
(平成29年4月18日付け教生学第60号 学校教育局長通知)

【別記2 (3)】 「児童生徒の生命及び安全にかかわる適切な対応について」
(平成27年9月3日付け教生学第516号 学校教育局長通知)
「児童生徒の生命及び安全にかかわる適切な対応について」
(平成27年10月16日付け教生学第628号 学校教育局参事 (生徒指導・学校安全) 通知)
「児童生徒による犯罪行為の未然防止について」
(平成28年7月21日付け教生学第412号 学校教育局参事 (生徒指導・学校安全) 通知)

【別記2 (4)】 「高校生のスマートフォン等の使用に対する指導について」
(平成27年3月30日付け教高第2115号 学校教育局長通知)
「児童ポルノ事犯の『自画撮り被害』増加に伴う広報・啓発について」
(平成28年11月14日付け教生学第767号 学校教育局参事 (生徒指導・学校安全) 通知)

【別記2 (5)】 「薬物乱用防止教育の更なる充実について」
(平成26年8月27日付け教健体第580号 学校教育局健康・体育課長通知)
「薬物乱用防止に関する指導の徹底について」
(平成27年11月16日付け教健体第769号 学校教育局長通知)
「薬物乱用防止教育の推進について」
(平成28年2月2日付け教健体第975号 学校教育局健康・体育課長通知)

【別記2 (6)】 「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について」
(平成24年11月6日付け教生学第574号 学校教育局参事 (生徒指導・学校安全) 通知)
「連続して欠席し連絡が取れない児童生徒や学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれがある児童生徒の安全の確保に向けた取組について」
(平成27年4月2日付け第6号 学校教育局参事 (生徒指導・学校安全) 通知)
「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について」
(平成27年8月24日付け教生学第475号 学校教育局参事 (生徒指導・学校安全) 通知)

【別記2 (7)】 「子どもを犯罪から守る対策への協力について」
(平成26年5月16日付け教生学第174号 学校教育局参事 (生徒指導・学校安全) 通知)
「児童生徒等の安全確保及び学校の安全管理の徹底について」
(平成27年11月2日付け教生学第679号 学校教育局参事 (生徒指導・学校安全) 通知)
「痴漢等のわいせつ被害の防止について」
(平成28年7月19日付け教生学第394号 学校教育局参事 (生徒指導・学校安全) 通知)
「いわゆる『JKビジネス』及びアダルトビデオ出演強要の問題等の若年層を対象とした性的な暴力の現状と課題への対応について」
(平成29年3月30日付け教生学第1235号 学校教育局参事 (生徒指導・学校安全) 通知)
「平成29年度『青少年の非行・被害防止全国強調月間』の実施について」
(平成29年6月30日付け教生学第294号 学校教育局参事 (生徒指導・学校安全) 通知)

【別記2 (8)】 「自転車の安全利用に向けた安全指導の徹底について」
(平成27年1月6日付け教生学第918号 学校教育局参事 (生徒指導・学校安全) 通知)

- 「児童生徒の交通事故防止について」
(平成27年10月29日付け教生学第673号 学校教育局参事 (生徒指導・学校安全) 通知)
- 「児童生徒の交通事故の防止について」
(平成28年10月24日付け教生学第713号 学校教育局参事 (生徒指導・学校安全) 通知)
- 「児童生徒の交通事故の防止について」
(平成28年11月4日付け教生学第755号 学校教育局参事 (生徒指導・学校安全) 通知)
- 「平成29年夏の交通安全運動の実施について」
(平成29年6月30日付け教政第286号 教育部長通知)

【別記2(10)】「いわゆる『置き石』事案防止にかかる啓発について」
(平成26年4月14日付け教生学第57号 学校教育局参事 (生徒指導・学校安全) 通知)

参考通知については、次のURLからダウンロードできます。

○学校教育局健康・体育課

<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ktk/ktktuuchi.htm>

○学校教育局参事 (生徒指導・学校安全)

<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/ssatuuchi.htm>